

泉佐野市パートナーシップ ファミリーシップ宣誓制度



泉佐野市では、誰もが互いに人格や多様性を認め合い、大切なパートナーや家族と共に暮らすことができるまちの実現をめざし、**令和6(2024)年1月1日**からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入します！

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは？

法律上の婚姻関係ではありませんが、一方または双方が性的少数者であるお二人が同居し、共同生活においてお互いを人生のパートナーとし、家族として対等な立場で責任をもって協力することを約束した関係にあること。また、パートナーであるお二人および同居する未成年の子（実子または養子）または親が家族として生活する関係にあることを市に宣誓し、市が宣誓を証明する制度です。

どのような人が対象になるのですか？

次のすべての要件を満たしている方です。

- (1) 成年に達していること
- (2) 市内在住であること、または転入を予定していること
- (3) 配偶者がいないこと
- (4) 当事者以外の方とパートナーシップ・ファミリーシップ関係にないこと
- (5) 宣誓者同士の関係が近親者でないこと
- (6) (ファミリーシップの場合) 未成年の子または親と同居・同一生計であること

【～宣誓手続きの流れ～】

① 宣誓日の予約
宣誓を希望する日の1週間前までに人権推進課へご連絡ください。

② パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓
パートナーとお二人で市役所までお越しいただき、宣誓書を記入し、必要書類と併せて提出してください。

③ 宣誓書受領証の交付
(即日交付)
宣誓の要件を満たしていることが確認できましたら、宣誓書受領証を即日交付します。

《性的少数者とは》

「性のあり方」（セクシュアリティ）は、「男性」「女性」の2通り以上に、もっと多様で複雑なものです。そのなかで、性的少数者にあたる人びとのことを、「セクシュアルマイノリティ」と呼びます。

【市民・事業者等の皆様へのお願い】

本制度の対象となる方々は、民法上の婚姻関係がなく、事実婚ともみなされないことから、「パートナーが病院に搬送された際に病状説明をしてもらえない」「パートナー同士で住宅を借りられない」など、互いの関係性の理解を得られないことで、生活する上での制約や差別を受けるなど様々な困難に直面しています。

本制度は法律に基づく権利・義務が生じるものではありませんが、多様な生き方を尊重し、事業者や関係団体と連携しながら「誰もが暮らしやすいまちづくり」を進めていきたいと考えています。市民、事業者等の皆様におかれましては、制度の趣旨をご理解いただき、本制度の推進にご協力いただきますようお願いいたします。

★詳細な手続き方法や必要書類などは、市のホームページをご覧ください。

泉佐野市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度



泉佐野市パートナーシップ・
ファミリーシップ宣誓制度

【お問い合わせ先】

泉佐野市市民協働部人権推進課男女共同参画係

TEL: 072-463-1212 (内線 2495)

FAX: 072-464-9314

MAIL: hitohito@city.izumisano.lg.jp

